

エネルギー基本計画を見直し、原発周辺自治体の「同意権」法整備を明記するよう求める決議

2002年6月に制定された「エネルギー政策基本法」では、「政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と定められている。

現行の第4次エネルギー基本計画は2014年4月に決定され、すでに3年を過ぎており、今年度はエネルギー基本計画の内容に検討が加えられなければならない時期を迎えている。

第4次エネルギー基本計画では、2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「震災前に描いてきたエネルギー戦略は白紙から見直し、原発依存度を可能な限り低減する。ここが、エネルギー政策を再構築するための出発点であることは言を俟たない」と述べるとともに、「国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築」を政策の柱として掲げた。

一方、原発再稼働にあたって事実上必要とされている「地元同意」については、福島第一原発事故以前と変わらず、立地自治体だけに限定されている。福島の事故後、避難計画の策定や円滑な実行が求められてきた半径30キロ圏内の周辺自治体や住民の意向は、再稼働の決定に反映されておらず、政府が掲げる「信頼関係の構築」とはほど遠い状況にある。

例えば、九州電力玄海原発3、4号機の再稼働については、30キロ圏内に入る8市町のうち、佐賀県伊万里市、長崎県の壱岐市、松浦市、平戸市の4人の市長が「不安を抱える住民が多く、電力供給も安定している」などの理由から、反対の考えを4月23日までに表明している。

住民の生命・財産・平穏な暮らしに責任を負う自治体の首長が反対を表明する中で、政府が原発再稼働を容認するという状況は、エネルギー政策基本法が求めている「エネルギー供給の安定性と信頼性」を損なうと言わざるを得ない。

今年度中に実施されるエネルギー基本計画の再検討と見直しでは、エネルギー政策基本法が求めている「エネルギー供給の安定性と信頼性」を確保するためにも、原発の再稼働にあたっては、少なくとも半径30キロ圏内の自治体の同意を要件とする法整備の方針を明記するよう、ここに強く求める。



(図は、2017年4月12日の朝日新聞デジタルから)